

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 32 号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成 11 年岩手県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律</u>（平成10年法律第92号。以下「法」という。）<u>第17条第 2 項</u>に規定する<u>認定特定事業計画</u>又は<u>法第21条第 2 項</u>に規定する<u>認定中小小売商業高度化事業計画</u>に係る<u>法第34条</u>の規定により定められた商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 <u>法第 6 条第 1 項</u>に規定する<u>基本計画</u>の<u>同条第 6 項</u>の規定による公表の日（当該公表の日が平成20年 3 月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して 3 年以内に、当該<u>基本計画</u>において定められた<u>法第 2 条</u>に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の 4 の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>中心市街地の活性化に関する法律</u>（平成10年法律第92号。以下「法」という。）<u>第41条第 1 項</u>に規定する<u>認定特定民間中心市街地活性化事業計画</u>に係る<u>法第48条</u>の規定により定められた商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(県税の不均一課税)</p> <p>第 2 条 <u>法第 9 条第10項</u>に規定する<u>認定基本計画</u>の<u>同項</u>の規定による公表の日（当該公表の日が平成20年 3 月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して 3 年以内に、当該<u>認定基本計画</u>において定められた<u>法第 2 条</u>に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の 4 の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。